

○使用済み医療器具由来のHIV等の感染予防について(依頼)

(平成13年9月27日)

(／健疾発第70号／健感発第52号／医薬安発第139号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局疾病対策課長、健康局結核感染症課長、医薬局安全対策課長通知)

今般、別添1のとおり、使用済み医療器具由来が疑われるHIV感染症例がエイズ動向委員会に報告されたところである。

当該報告は、医療機関内の清掃業従事者へのHIV感染の可能性を指摘したものであるが、本件に限らず、医療従事者や医療用具等の滅菌・消毒業務に従事している者等にも感染の危険性があること、HIVのほか肝炎ウイルス等による感染の危険性も考えられることから、当該従事者の健康を確保する観点から、幅広くこれらの危険性の周知を図る必要がある。

については、貴職におかれても、管内医療機関に対し、当該危険性の周知をお願いする。

記

- 1 医療機関に対し、使用済み医療器具を安全かつ適切に処理し、使用済み医療器具由来のHIVや肝炎ウイルス等に感染を起こさないための万全の対策を取るよう、周知すること。
- 2 医療機関内清掃業従事者等が、使用済み医療器具の取扱いによりHIVに感染した可能性がある場合(針刺しを起こした場合等)は、エイズ拠点病院等医療機関との緊密な連携を図り、平成11年8月30日付健疾発第90号、医薬安第105号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長・厚生省医薬安全局安全対策課長連名通知「針刺し事故後のHIV感染防止体制の整備について」(別添2)に基づく適切な対応を図ること。
また、肝炎ウイルスの感染事故予防及び事故の場合の対応等については、平成8年1月5日付健感発第1号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「ウイルス肝炎感染防止対策の啓発普及について」(別添3)が出ているので周知されたい。
- 3 医療機関における感染性廃棄物の取扱いについて、平成4年8月13日付衛環第234号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」を別添4として添付するので参考にされたいこと。

(別添1)

医療機関内の清掃業従事者のエイズ発症について

平成13年9月
厚生労働省健康局
疾病対策課

平成13年7月31日に開催された第86回エイズ動向委員会(委員長：吉倉廣国立感染症研究所長)において、以下の事例が報告された。

【症例】

医療機関内の清掃業従事中に、使用済み医療器具による針刺しを頻繁に起こしていた57歳の日本人男性が、エイズ発症のために都内病院を受診した。

【感染原因】

当該男性がすでに死亡しており、国が本症例を特定して更なる調査を行うことは困難なため、HIVの感染経路を針刺しとは断定できなかった。

【今後の対応】

医療機関内の清掃従事者等に対しては、使用済み医療器具によるHIV感染の危険性について、改めて周知徹底する必要があると考えられる。

- ①医療機関内清掃業者等への更なる周知：使用済み医療器具による針刺しがあった場合はHIV感染の危険性があり、その際は初期対応が必要なことについて、講習会等を通して更なる周知をお願いする。なお、初期対応としては、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター／医療事故後フローチャート(別添2)を参考にされたい。
- ②医療従事者等に対する呼びかけ：清掃業者等が針刺しを起こさないような、使用済み医療器具の取扱いを呼びかける。
- ③エイズ動向委員会への報告：以上の対応後の経過をまとめ、第87回エイズ動向委員会(本年10月23日開催予定)にて報告する。